

八雲町合葬墓の供用開始について

八雲町では、八雲墓地(豊河町11-1)内に八雲町合葬墓を設置し、平成28年7月1日より供用を開始します。

【合葬墓とは】

合葬墓は、ひとつのお墓に多くの遺骨を一緒に埋蔵する新しい形のお墓です。

現在、お墓を所有している方が、焼骨を保持しているが埋蔵場所がない方、生前に自己の遺骨の埋蔵場所を確保しておきたい方のためのお墓です。また、埋蔵される焼骨は、骨壺から出して他の遺骨とともに合葬墓で永代に埋蔵されます。

合葬墓の使用は、八雲町に住所がある方はもちろん町外の方、さらに、お墓を撤去（墓じまい）する際、埋葬されている遺骨についても合葬墓に埋葬することができます。

生前に予約をした方は、代理人の確認のもと、いつでも納骨することができます。

なお、合葬墓に埋葬された遺骨は、返還することはできませんのでご注意願います。

【使用方法】

【申し込み・問い合わせ先】
環境水道課環境衛生係
☎ 0137-63-2020

改葬焼骨 3体以上	改葬焼骨 3体以上	改葬焼骨 2体迄	改葬焼骨 2体迄	焼骨 1 体	焼骨 1 体	区分
75,000円	50,000円	45,000円	30,000円	45,000円	30,000円	合葬墓 使用料
八雲町内 以外の墳 墓から の改葬	八雲町内 の墳墓か らの改葬	八雲町内 以外の墳 墓から の改葬	八雲町内 の墳墓か らの改葬	使用者もしくは 被埋蔵者が八 雲町に住所が 有る期間が3か 月末満の場合、 及び町外の方 (生前予約はで きません)	使用者もしく は被埋蔵者 が八雲町に3 か月以上住所 を有したこと がある場合、 又は、生前予 約の場合	条件 件

適用要件

下記①～④の条件を満たす以下の方が対象です。
①満65歳以上の高齢者世帯および母子世帯等
②世帯主が重度身体・心身・精神障がい者である世帯

- ①水道料金・下水道使用料に滞納がない。
 - ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けている。
 - ③当該年度の町民税について世帯員すべてが非課税である。
 - ④世帯の収入額が限度額以内である。

【世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます】

世帯状況による収入限度額例(参考)

- ・65歳単身世帯 収入限度額 85万円
・65歳夫婦世帯 // 127万円

【注意】

※収入には、税法上非課税となっている障害年金等の収入や、収入限度額の1.2倍を超える預貯金、仕送り等も収入に含め計算されます。

※適用例以外については、お問い合わせください。

合葬墓の使用を希望される方は、許可が必要ですので手続きをしてください。

【使用料金】

左表に掲げる適用要件に該当する低所得世帯で、町長に申請があつたものを対象とし、

【受付開始】7月8日
【手続き(申請)方法】

〔三編(日語)方法〕 次のものを持参し、各申請

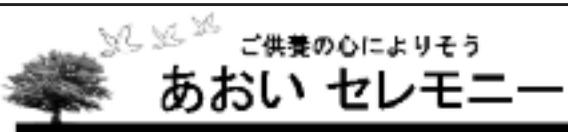
- ・ 場所にて手続きを行つてください。
 - ・ 印鑑・年金支払通知書
 - ・ 紙与証明書等
 - ・ 預貯金通帳(前年の1月～)
 - ・ 現在までの収入、履歴が分かるものすべて)
 - ・ 障害がいを理由とする申請の場合は障害者手帳等

申請場所

環境水道課業務係、落部支所、熊石総合支所地域振興課
上下水道係
【問い合わせ先】
環境水道課業務係
63-2020
0137-

【決定方法】
申請書を受理後、内容を審査のうえ、承認・不承認通知書により通知します。

広告



- ・病院、各施設からの直接安置等、ご相談下さい
 - ・町外からの搬送もお引き受けいたします
 - ・自宅や寺院・会館を利用しての葬儀全てお任せ下さい

〒049-3102 北海道二海郡八雲町東町247-1
電話 0137-64-2855 FAX 0137-66-5015